

## 諸外国の性犯罪規定の概要（性的行為の当事者の年齢が要件となっている規定）

（注）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料 8 「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

## 1 アメリカ・ミシガン州

ミシガン州刑法では、性的挿入（注1）につき、

- 13歳未満の者に対する性的挿入は、第一級性犯罪（同法第750.520b条(1)(a)）
- 13歳以上16歳未満の者に対する性的挿入は、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(a)）

とする旨規定されており、また、性的接触（注2）につき、

- 13歳未満の者に対する性的接触は、第二級性犯罪（同法第750.520c条(1)(a)）
- 13歳以上16歳未満の者に対する性的接触で、同人より行為者が5歳以上年長者である場合は、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(a)）

とする旨規定されている。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、13歳及び16歳である。

(注1)「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいう。射精を伴うことは求められない（同法第750.520a条(r)）。

(注2)「性的接触」には、相手方若しくは行為者の恥部の意図的な接触又は相手方若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服の意図的な接触を含む。ただし、意図的な接触が性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は復讐、加虐若しくは怒りのために性的な態様で行われたものに限る（同法第750.520a条(q)）。

(参考1) ミシガン州刑法は、行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として、

- 強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合を、第三級性犯罪（同法第750.520d条(1)(b)）
- 強制又は抑圧が性的接触を成し遂げるために用いられた場合を、第四級性犯罪（同法第750.520e条(1)(b)）を規定する。

(参考2) ミシガン州刑法における第一級性犯罪、第二級性犯罪、第三級性犯罪及び第四級性犯罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 第一級性犯罪
  - ① 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（同法第750.520b条(2)(b)）及び終身電子監視（同項(d)）。
  - ② 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）により、又は13歳未満の者に対する第一級性犯罪（第520b条）、第二級性犯罪（第520c条）、第三級性犯罪（第520d条）、第四級性犯罪（第520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（第520g条）違反に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑（仮釈放なし）（同法第750.520b条(2)(c)）。
  - ③ ①及び②を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑及び終身電子監視（同項(a), (d)）。
- 第二級性犯罪（同法第750.520c条(2)）  
15年以下の拘禁刑とし、13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については、更に終身電子監視。
- 第三級性犯罪（同法第750.520d条(2)）  
15年以下の拘禁刑。
- 第四級性犯罪（同法第750.520e条(2)）  
2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科。

## 2 アメリカ・ニューヨーク州

ニューヨーク州刑法では、

- 性的行為（注3）が相手方の同意なくして行われたことが、全ての性犯罪の要件である（同法第130.05条第1項）

旨規定され、相手方の不同意を性犯罪の成立要件とされているところ、

- 相手方が17歳未満である場合には、同意する能力がないとみなされる（同法第130.05条第3項(a)）

旨規定されている。

また、同法では、17歳未満の者との性的行為のうち、

- 性交に関するものについては、
  - ・ 11歳未満の他人と性交した場合、又は、18歳以上の者が13歳未満の他人と性交した場合を第一級強姦罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.35条第1項第3号、第4号）
  - ・ 18歳以上の者が15歳未満の他人と性交した場合を第二級強姦罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.30条第1項第1号）（注4）
  - ・ 21歳以上の者が17歳未満の他人と性交した場合を第三級強姦罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.25条第1項第2号）
- 口淫又は肛門性交に関するものについては、
  - ・ 11歳未満の他人と口淫若しくは肛門性交をした場合、又は、18歳以上の者が13歳未満の他人と口淫若しくは肛門性交をした場合を第一級犯罪的性的行為罪（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.50条第1項第3号、第4号）
  - ・ 18歳以上の者が、15歳未満の他人と口淫又は肛門性交をした場合を第二級犯罪的性的行為罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.45条第1項第1号）（注5）
  - ・ 21歳以上の者が、17歳未満の他人と口淫又は肛門性交をした場合を第三級犯罪的性的行為罪（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.40条第1項第2号）
- 性的接触に関するものについては、
  - ・ 11歳未満の他人を服従させて性的接触をさせた場合、又は、21歳以上の者が13歳未満の他人を服従させて性的接触をさせた場合を第一級性的虐待罪（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.65条第1項第3号、第4号）
  - ・ 14歳未満の他人を服従させて性的接触をさせた場合を第二級性的虐待罪（法定刑は、364日以下の拘禁刑）（同法第130.60条第1項第2号）
  - ・ 17歳未満の他人を服従させて性的接触をさせた場合を第三級性的虐待罪（なお、当該他人が17歳未満であるために同意能力を欠いているということのみを理由として、同意が欠如している場合において、当該他人が14歳を超え、かつ、被告人が当該他人よりも5歳未満の範囲で年上であることは、法律上の抗弁となる。）（法定刑は、3月以下の拘禁刑）（同法第130.55条）

とする旨規定されている（注5）。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達してい

ないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、11歳、13歳、15歳及び17歳である。

(注3)「性的行為」とは、性交、口淫、肛門性交、加重性的接触又は性的接触をいい(同法第130.00条第10号)、

- 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる、人間同士の行為(同条第2号(a))。
- 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為(同号(b))。
- 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えること(同条第11号)
- 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない身体の部分に接触すること(直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が相手方に接触することのみならず、相手方が行為者に接触することも含まれ、また、相手方が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が相手方の体の一部に精液をかけることも含む。)(同条第3号)

と規定されている。

(注4) 行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、第二級強姦罪に対する法律上の抗弁となるとされている(同法第130.30条第2項)。

(注5) 行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、第二級犯罪的性的行為罪に対する法律上の抗弁となるとされている(同法第130.45条第2項)。

(参考) ニューヨーク州刑法では、同意の欠如が生ずる事情の一つとして、「強制的強要」が挙げられており、

- 強制的強要により他人と性交した場合を第一級強姦罪(法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑)(同法第130.35条第1項第1号)
- 強制的強要により他人と口淫又は肛門性交した場合を第一級犯罪的性的行為罪(法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑)(同法第130.50条第1項第1号)
- 強制的強要により他人を服従させて性的接触をさせた場合を第一級性的虐待罪(法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑)(同法第130.65条第1項第1号)

とする旨規定されている。

同法における「強制的強要」とは、次のいずれかにより強制することをいう(同法第130.00条第8号)。

- 身体的有形力の行使
- 相手方若しくは第三者に対する差し迫った死若しくは身体的傷害に対する恐怖、又は、相手方若しくは第三者が直ちに拐取されるという恐怖にさらす明示又は黙示の脅迫

### 3 アメリカ・カリフォルニア州

(1) カリフォルニア州刑事法では、

- 18歳以上の者が10歳以下の者と性交した場合は、重罪として、州刑務所において、25年から終身までの拘禁刑に処する（同法第288.7条(a)）

旨規定されている。

また、同法では、未成年（18歳未満）の相手方（行為者の配偶者を除く。）に対する性交が「不法な性交」（同法第261.5条(a)）と規定され、

- 21歳以上の者が16歳未満の者と（不法な）性交を行った場合は、軽罪又は重罪のいずれかとし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条(h)に基づく2年、3年又は4年の拘禁刑に処する（同条(d)）

- 行為者よりも3年超年少の未成年者（18歳未満）と（不法な）性交を行った場合は、軽罪又は重罪のいずれかとし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑等に処する（同条(c)）

- 行為者よりも3年以下の範囲で年長又は年少の未成年者（18歳未満）と（不法な）性交を行った場合は、軽罪とする（同条(b)）

旨規定されている。

(2) 同法では、肛門性交、口淫及び性的挿入について

- 18歳以上の者が10歳以下の者と肛門性交した場合は、重罪で有罪とし、州刑務所において、25年から終身までの拘禁刑に処する（同法第288.7条(a)）、

- 18歳以上の者が10歳以下の者と口淫（注6）又は性的挿入（注7）を行った場合は、重罪で有罪とし、州刑務所において、15年から終身までの拘禁刑に処する（同条(b)）

- 行為者よりも10歳超年少の14歳未満の者と肛門性交、口淫又は性的挿入を行った場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する（同法第286条(c)(1)、同法第287条(c)(1)、同法第289条(j)）

- 21歳超の者が16歳未満の者と肛門性交、口淫又は性的挿入を行った場合（同法第288条に規定する場合（注8）を除く。）は、重罪とする（同法第286条(b)(2)、同法第287条(b)(2)、同法第289条(i)）

- 未成年者（18歳未満）と肛門性交、口淫又は性的挿入を行った場合（同法第288条に規定する場合を除く。）は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する（同法第286条(b)(1)、同法第287条(b)(1)、同法第289条(h)）

旨規定されている。

(3) 以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、10歳、14歳、16歳及び18歳である。

(注6) 口淫とは、一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為をいう（同法第287条(a)）。

(注7) 性的挿入とは、それがいかに軽微であっても、性的興奮、性的満足又は虐待の目的で、異物、物質、器具若しくは装置又は不明の物体を、他人の性器若しくは肛門に挿入する、又は、他人をして被告人の若しくは他人の性器若しくは肛門に挿入させる行為をいい、「異物、物質、器具若しくは装置」には、性器以外の肉体の一部も含まれ、「不明の物体」には、挿入された物

が、陰茎なのか、異物、物質、器具又は装置なのか、肉体の他の部分なのかが不明である場合の、異物、物質、器具及び装置並びに陰茎を含む肉体の一部が含まれる（同法第289条(k)）。

(注8) カリフォルニア州刑事法第288条は、14歳未満の子供に対し、行為者又は当該子供の肉欲、情欲若しくは性的欲望を刺激し、求め又は満足させる目的で、意図的かつ淫らに、わいせつ又は淫らな行為（同法第25条ないし第680.4条で規定された他の犯罪を構成する行為を含む。）をした者は、重罪で有罪とし、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処するなどと規定する。

(参考) カリフォルニア州刑事法では、行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として、

○ 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して性交、肛門性交、口淫又は性的挿入をした場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する旨規定されている（同法第264条(a)、同法第286条(c)(2)(A)、同法第287条(c)(2)(A)及び同法第289条(a)(1)(A)）。

#### 4 イギリス（イングランド・ウェールズ）

イギリスの2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）では、

- 行為者が故意に陰茎を13歳未満の他人の膣、肛門又は口に挿入し、又は同人の陰茎を行為者の膣、肛門又は口に挿入させた場合は、最高で終身刑（同法第5条、第8条）、
- 行為者が故意にその身体の一部又は物を13歳未満の他人の膣、肛門に性的挿入をし、又は同人の身体の一部又は物を行為者の膣又は肛門に性的挿入をさせた場合は、最高で終身刑（同法第6条、第8条）
- 人が故意に13歳未満の他人の身体に性的接触をした場合は、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑（同法第7条）
- 18歳以上の者（A）が16歳未満の他人（B）の身体に故意に性的接触をした場合において、
  - ・ Bが16歳未満であり、かつ、AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていなかった場合
  - ・ Bが13歳未満の場合は、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、14年以下の拘禁刑（同法第9条）（注9）

などと規定されている。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、13歳及び16歳である。

（注9）性的接触が

- 相手方の肛門又は膣への行為者の身体の一部又は物の挿入、
  - 相手方の口への行為者の陰茎の挿入、
  - 行為者の肛門又は膣への相手方の身体の一部の挿入、又は
  - 行為者の口への相手方の陰茎の挿入
- のいずれかを伴う場合は、正式起訴により14年以下の拘禁刑と規定されている。

（参考）イギリス・2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）では、

- Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入し、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、レイプ罪として、最高で終身刑に処する（同法第1条）
  - Aが身体の一部又は物を他人Bの膣、肛門に故意に挿入し、挿入が性的であり、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、挿入による暴行罪として、最高で終身刑に処する（同法第2条）
  - Aが他人Bの身体に故意に接触し、接触が性的であり、Bが接触に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、性的暴行罪として、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科、正式起訴の場合は、10年以下の拘禁刑に処する（同法第3条）
- 旨規定されている。

## 5 フランス

フランス刑法では、人の身体・精神の完全性に対する侵害の章において、

- 暴行，強制（身体的強制か精神的強制かを問わない。），脅迫又は不意打ちによって実行される，他人の身体に対する性的挿入行為及び犯人の身体に性的挿入をさせる行為は，全て，性質のいかんを問わず，強姦とし，15年の拘禁刑に処する（同法第222-22条第1項，同法第222-23条）
- 暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害（注10）は全て，性的攻撃とし，強姦以外の性的攻撃は，5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑に処する（同法第222-22条第1項，同法第222-27条）

旨規定されているところ，同章においては，相手方が一定の年齢に達していないこと及び加害者の年齢に関する要件のみを成立要件とする性犯罪規定は設けられていない。

もっとも，同法第222-22-1条では、

- 犯罪が未成年者（18歳未満の者）に対して実行された場合においては，被害者と犯人との間の年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限を考慮し，本条第1項に規定する精神的強制又は第222-22条第1項に規定する不意打ちの存在が認定され得る。この場合における事実上の権限は，未成年の被害者と犯人との有意な年齢差によって形成され得る（同法第222-22-1条第2項）
- 犯罪が15歳未満の未成年者に対して実行された場合において，精神的強制又は不意打ちは，これらの行為に関して必要な弁別能力を有しない被害者の脆弱さにつけ込むことによって形成される（同条第3項）

旨規定されている。

また，同法では，未成年者及び家族に対する侵害の章において、

- 強姦又は全ての性的攻撃に該当する場合を除き，成人（18歳以上の者）が15歳未満の未成年者に対し性的侵害を行う行為は，7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑に処する（同法第227-25条）

旨規定されている。

以上のとおり，同法においては，強姦罪とは別の章で，相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする性犯罪類型が設けられているところ，その類型において基準とされている相手方の年齢は，15歳である。

（注10）フランス刑法では，暴行，脅迫又は不意打ちによって，第三者による性的侵害を被ることを強制する行為も，性的攻撃とする旨規定されている（同法第222-22-2条）。

## 6 ドイツ

ドイツ刑法では、

- 14歳未満の者（子供）に対して性的行為を行い、又は、14歳未満の者（子供）に自己に対する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する（同法第176条第1項）
- 同項の場合に、18歳を超える者が、14歳未満の者（子供）と性交し、若しくは、身体への挿入と結びつく類似の性的行為を、14歳未満の者（子供）に対して行い、若しくは、14歳未満の者（子供）に自己に対して行わせたときは、2年以上の自由刑に処する（同法第176条a第2項第1号）

旨規定されている。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする類型が設けられているところ、その類型において基準とされる相手方の年齢は、14歳である。

（参考）ドイツ刑法では、

- 他の者の認識可能な意思に反して、この者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に性的行為を行わせ、又は、この者に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する
- 犯情の特に重い事案では、2年以上の自由刑に処する  
旨規定されており、犯情の特に重い事案として、
- 行為者が、相手方と性交をし、若しくは相手方に性交をさせ、若しくは、身体への挿入と結びつく場合は取り分けそうであるが、相手方を特に辱める性交類似行為を相手方に対して行い、若しくは、相手方に行わせたとき（強姦）
- 行為が複数の者により共同して行われたとき  
が掲げられている（同法第177条第6項）。

## 7 韓国

韓国刑法では、

- 13歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした者
- 13歳以上16歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした19歳以上の者は、第297条（強姦）、第297条の2（類似強姦）、第298条（強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）又は第301条の2（強姦等殺人・致死）の例による旨規定されている（同法第305条）。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の犯罪類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、13歳及び16歳である。

（参考）韓国刑法では、

- 暴行又は脅迫により、人を強姦した者は、3年以上の有期懲役に処する（同法第297条）
  - 暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為をした者は、2年以上の有期懲役に処する（同法第297条の2）
  - 暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした者は、10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する（同法第298条）
  - 第297条、第297条の2及び第298条から第300条までの罪を犯した者が、人を傷害し、又は負傷させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する（同法第301条）
  - 第297条、第297条の2及び第298条から第300条までの罪を犯した者が、人を殺害したときは、死刑又は無期懲役、死亡させたときは、無期又は10年以上の懲役に処する（同法第301条の2）
- 旨規定されている。

## 8 フィンランド

フィンランド刑事法では、

- 接触その他の方法で、16歳未満の児童に対し、その者の発達を阻害する可能性のある性的行為を行い、又は当該行為を行わせた者は、児童性的虐待として4月以上6年以下の拘禁刑に処する（同法第20章第6条第1項）旨規定されている。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする類型が設けられているところ、同類型において基準とされる相手方の年齢は、16歳である。

(参考) フィンランド刑事法では、行為者による暴行・脅迫等を成立要件とする性犯罪として、

- 人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交を強要した場合等をレイプ（※1）とし、レイプを行った場合は、1年以上6年以下の拘禁刑に処する（同法第20章第1条）
- 暴力又は脅迫によって、性交以外の性的行為（※2）を行い、又は当該行為の対象とされることを人に強要し、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した場合等を性的行為の強要（※3）とし、性的行為の強要を行った場合は、罰金刑又は3年以下の拘禁刑に処する（同章第4条）旨規定されている。

※1 「レイプ」とは、

- 人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交を強要した場合
- 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人と性交した場合をいう（同章第1条第1項、第2項）。

※2 「性的行為」とは、行為者及び相手方並びに行為の状況に鑑みて性的な行為をいう（同章第10条第2項）。

※3 「性的行為の強要」とは、

- 暴力又は脅迫によって、性交以外の性的行為を行い、又は当該行為の対象とされることを人に強要し、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した場合
- 意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛、又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人に前記性的行為を行わせ、又は当該行為の対象とし、それによって人の性的自己決定権を本質的に侵害した場合をいう（同章第4条第1項、第2項）。

## 9 スウェーデン

スウェーデン刑事法では、

- 15歳未満の児童に対し、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行ったときは、2年以上6年以下の拘禁刑に処する（同法第4条第1項）
- 15歳未満の児童に対し、性交（行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を含む。）以外の性的行為を行ったときは、2年以下の拘禁刑に処する（同法第6条第1項）

旨規定されている。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、15歳である。

（参考）スウェーデン刑事法では、

- 自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する（同法第1条第1項）
  - 自発的に参加していない者に対して第1条に規定する行為以外の性的行為を行った者は、性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する（同法第2条第1項）
- 旨規定されている。

## 10 カナダ

カナダ刑事法では、

- 性的目的で、16歳未満の者の身体を、そのいかなる部分であれ、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触った場合を性的干渉の罪とし、正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処する（同法第151条）
- 性的目的で、16歳未満の者に対し、行為者の身体及び当該16歳未満の者の身体を含むあらゆる人の身体を、身体の一部又は物を用いて、直接又は間接に触るよう勧誘し、助言し又は唆した場合を性的接触の勧誘の罪とし、正式起訴犯罪として1年以上14年以下の拘禁刑に処し、又は略式起訴犯罪として90日以上2年未満の拘禁刑に処する（同法第152条）

などと規定されている（注11）。

以上のとおり、同法においては、性犯罪について、相手方が一定の年齢に達していないことを成立要件とする複数の類型が設けられているところ、それらの類型において基準とされる相手方の年齢は、16歳である。

（注11）カナダ刑事法では、性的干渉の罪、性的接触の勧誘の罪により起訴された場合において、

- 12歳以上14歳未満の被害者に関しては、被告人が
  - ・ 被害者より2年未満の年長であり、かつ
  - ・ 被害者に対して信賴的地位若しくは権威を有する地位になく、被害者が依存関係になく、かつ、被害者との間で被害者を搾取する関係にないとき
- 14歳以上16歳未満の被害者に関しては、被告人が
  - ・ 被害者より5年未満の年長であり、かつ、
  - ・ 被害者に対して信賴的地位又は権威を有する地位になく、被害者が依存関係になく、かつ、被害者との間で被害者を搾取する関係にないとき

は、被害者が訴追対象を構成する行為に同意したことが抗弁となる旨規定されている（同法第150.1条(2)、(2.1)）。

（参考）カナダ刑事法では、性的挿入を要素とする犯罪類型は規定されておらず、同意のない性的な暴行を処罰する性的暴行罪（同法第271条）が基本類型として定められている。

性的暴行罪の法定刑は、正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑（被害者が16歳未満であるときには1年以上14年以下の拘禁刑）、略式起訴犯罪として18月以下の拘禁刑（被害者が16歳未満であるときには6月以上2年未満の拘禁刑）である（同法第271条）。